

令和2年（2020年）4月13日

第3回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

（危機管理対策本部会議を含め20回目）

日時：4月13日（月）16時00分から

場所：第一庁舎2階大会議室

次 第

1. 現況について
2. 大阪府の緊急事態措置（施設の使用制限）等の内容について
3. こども園等及び放課後こどもクラブにおける市内感染者の状況別対応について
4. その他

### 第3回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

#### 現状について 資料

令和2年(2020年)4月13日  
健康医療部長 兼 保健所長

#### 1. 新型コロナウイルス感染症発生の状況 (4月13日 13:00現在)

- 1) 国内：感染者数 7,255名、死亡者数 102名 (4月13日現在 厚生労働省発表)
- 2) 大阪府：感染者数 767名 (4月12日現在 厚生労働省発表)
- 3) 大阪府発表：感染者数 811名 (4月12日21時40分現在)、死亡者数 6名 (4月10日現在)

#### 2. 豊中市における発生の状況 (4月12日 21:40現在)

|               | 年代  | 性別 | 症状 | 基礎疾患 |
|---------------|-----|----|----|------|
| 豊中1 (=大阪41)   | 60代 | 男性 |    | ○    |
| 豊中2 (=大阪46)   | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中3 (=大阪54)   | 60代 | 女性 |    |      |
| 豊中4 (=大阪66)   | 70代 | 男性 | 重症 | ○    |
| 豊中5 (=大阪76)   | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中6 (=大阪77)   | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中7 (=大阪75)   | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中8 (=大阪90)   | 70代 | 女性 |    | ○    |
| 豊中9 (=大阪138)  | 60代 | 男性 |    | ○    |
| 豊中10 (=大阪154) | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中11 (=大阪187) | 40代 | 女性 |    |      |
| 豊中12 (=大阪272) | 30代 | 男性 |    |      |
| 豊中13 (=大阪273) | 40代 | 女性 |    |      |
| 豊中14 (=大阪307) | 70代 | 男性 | 重症 | ○    |
| 豊中15 (=大阪282) | 70代 | 男性 |    | ○    |
| 豊中16 (=大阪335) | 50代 | 男性 |    |      |
| 豊中17 (=大阪373) | 20代 | 男性 |    |      |
| 豊中18 (=大阪514) | 60代 | 男性 |    |      |
| 豊中19 (=大阪515) | 40代 | 女性 |    |      |
| 豊中20 (=大阪516) | 50代 | 女性 |    |      |
| 豊中21 (=大阪560) | 40代 | 男性 |    | ○    |
| 豊中22 (=大阪561) | 30代 | 男性 |    |      |
| 豊中23 (=大阪668) | 50代 | 男性 |    |      |
| 豊中24 (=大阪669) | 50代 | 男性 |    |      |
| 豊中25 (=大阪757) | 80代 | 女性 |    |      |
| 豊中26 (=大阪758) | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中27 (=大阪759) | 20代 | 女性 |    |      |
| 豊中28 (=大阪760) | 50代 | 男性 |    |      |

|                 | 年代   | 性別 | 症状 | 基礎疾患 |
|-----------------|------|----|----|------|
| 豊中 29 (=大阪 776) | 40 代 | 女性 |    |      |
| 豊中 30 (=大阪 777) | 20 代 | 女性 |    |      |
| 豊中 31 (=大阪 778) | 80 代 | 男性 |    | ○    |
| 豊中 32 (=大阪 779) | 70 代 | 女性 |    | ○    |

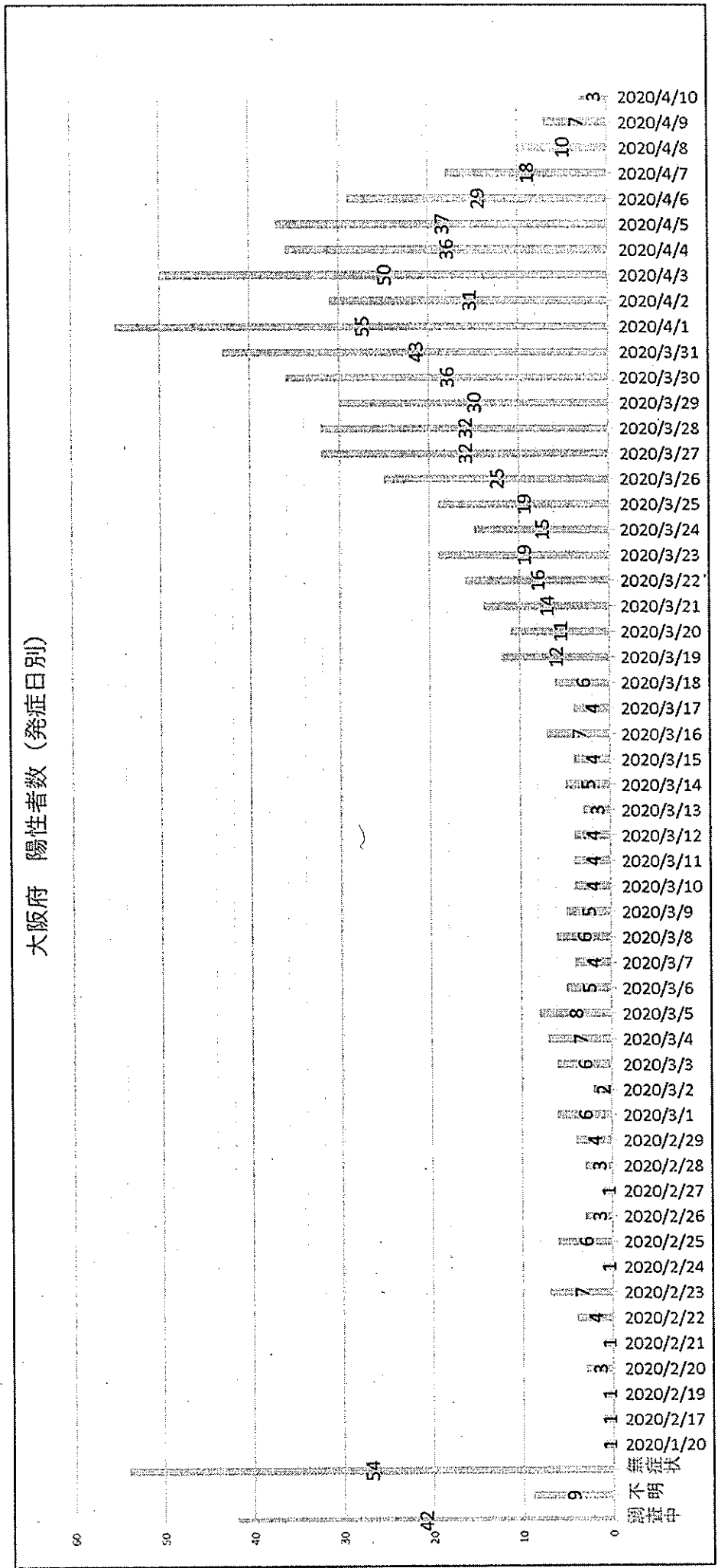
3. PCR 検査

4. 帰国者・接触者外来

5. 帰国者・接触者相談センター

6. 大阪府 陽性者数 (発症日別)

(4月12日 21:40 現在)



7. 大阪府 陽性者数 (報道提供日・市町村別) (4月12日 21:40現在)

| 大阪府 陽性者数 | ▼    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |  |  |  | 4月 累計 | 総計 |
|----------|------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|--|--|--|-------|----|
|          | 1月   | 2月 | 3月  | 4月 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |  |  |  |       |    |
|          | 市町村名 |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |  |  |  |       |    |
|          | 1    | 3  | 98  | 25 | 14 | 19 | 21 | 12 | 5  | 24 | 25 | 35 | 36 | 33 | 25 | 274 | 376 |  |  |  |       |    |
| 01大阪市    |      |    |     | 13 | 1  | 3  | 4  | 1  | 4  | 1  | 2  | 10 | 4  | 11 | 3  | 45  | 58  |  |  |  |       |    |
| 02堺市     |      |    | 41  | 3  | 4  | 3  | 4  | 1  | 2  | 4  | 7  | 8  | 7  | 8  | 11 | 62  | 103 |  |  |  |       |    |
| 03豊能     |      |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |  |  |  |       |    |
| 003豊中市   |      |    | 11  | 2  | 2  | 1  | 1  |    |    |    | 3  | 2  | 2  | 4  | 4  | 21  | 32  |  |  |  |       |    |
| 004池田市   |      |    | 4   |    |    | 1  |    |    |    |    |    | 2  | 1  | 1  | 6  | 10  |     |  |  |  |       |    |
| 005吹田市   |      |    | 19  | 1  | 1  | 1  | 2  |    | 2  | 3  |    | 3  | 1  | 3  | 23 | 42  |     |  |  |  |       |    |
| 006箕面市   |      |    | 7   |    | 1  |    | 1  |    | 1  | 2  | 1  | 3  |    |    | 10 | 17  |     |  |  |  |       |    |
| 008能勢町   |      |    |     |    |    |    |    |    |    | 2  |    |    |    |    | 2  | 2   |     |  |  |  |       |    |
| 04三島     |      |    | 13  |    | 2  | 2  | 1  |    | 1  | 6  | 3  | 4  | 2  | 1  | 23 | 36  |     |  |  |  |       |    |
| 009高槻市   |      |    | 7   |    |    | 1  | 1  |    |    | 3  | 3  | 1  | 2  |    | 11 | 18  |     |  |  |  |       |    |
| 010茨木市   |      |    | 5   |    | 2  | 1  |    |    | 1  | 1  |    | 3  |    |    | 8  | 13  |     |  |  |  |       |    |
| 011摂津市   |      |    | 1   |    |    |    |    |    |    | 2  |    |    |    | 1  | 4  | 5   |     |  |  |  |       |    |
| 05北河内    |      |    | 30  | 1  | 3  | 3  | 3  | 1  | 4  | 13 | 2  | 9  | 11 | 4  | 2  | 56  | 86  |  |  |  |       |    |
| 06中河内    |      |    | 17  |    | 3  | 2  | 6  |    | 3  | 2  | 2  | 8  | 3  | 6  | 35 | 52  |     |  |  |  |       |    |
| 07南河内    |      |    | 7   |    | 1  |    | 1  |    |    |    | 2  | 3  | 8  | 2  | 18 | 25  |     |  |  |  |       |    |
| 08泉州     |      |    | 15  | 2  | 3  | 1  | 4  | 3  | 4  | 3  |    | 14 | 4  | 4  | 42 | 57  |     |  |  |  |       |    |
| 大阪府外     |      |    | 6   | 2  | 1  |    |    |    |    |    |    | 1  | 2  | 1  | 9  | 15  |     |  |  |  |       |    |
| 調査中      |      |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 3  |    | 3  | 3   |     |  |  |  |       |    |
| 総計       | 1    | 3  | 240 | 34 | 33 | 35 | 41 | 21 | 20 | 53 | 43 | 92 | 80 | 70 | 45 | 567 | 811 |  |  |  |       |    |

## 第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年4月13日(月) 14時～

場所 本館5階 正庁の間

### 次 第

#### 議 題

##### (1) 大阪の感染拡大の状況について

- ・大阪の感染拡大の状況の分析【資料1】
- ・緊急事態宣言前後の人口増減状況について【資料1-1】
- ・自粛要請状況を踏まえた今後の対策の必要性(府専門家会議の座長、副座長、オブザーバーの意見)【資料1-2】

##### (2) 今後の大阪府の対応方針について

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等の要請について【資料2】
- ②宿泊療養について
  - ・受入れホテルについて【資料3-1】
  - ・宿泊療養での対応について【資料3-2】
- ③インターネットカフェへの休業要請に伴う宿泊施設の活用について【資料4】
- ④府営住宅における対応について【資料5】
- ⑤コールセンターへの相談状況について【資料6】
- ⑥受入病院への支援チームの創設について【資料7】

##### (3) その他

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 抜粋

(参考) 大阪府新型コロナウイルス対策本部 設置要綱

## 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

### 〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

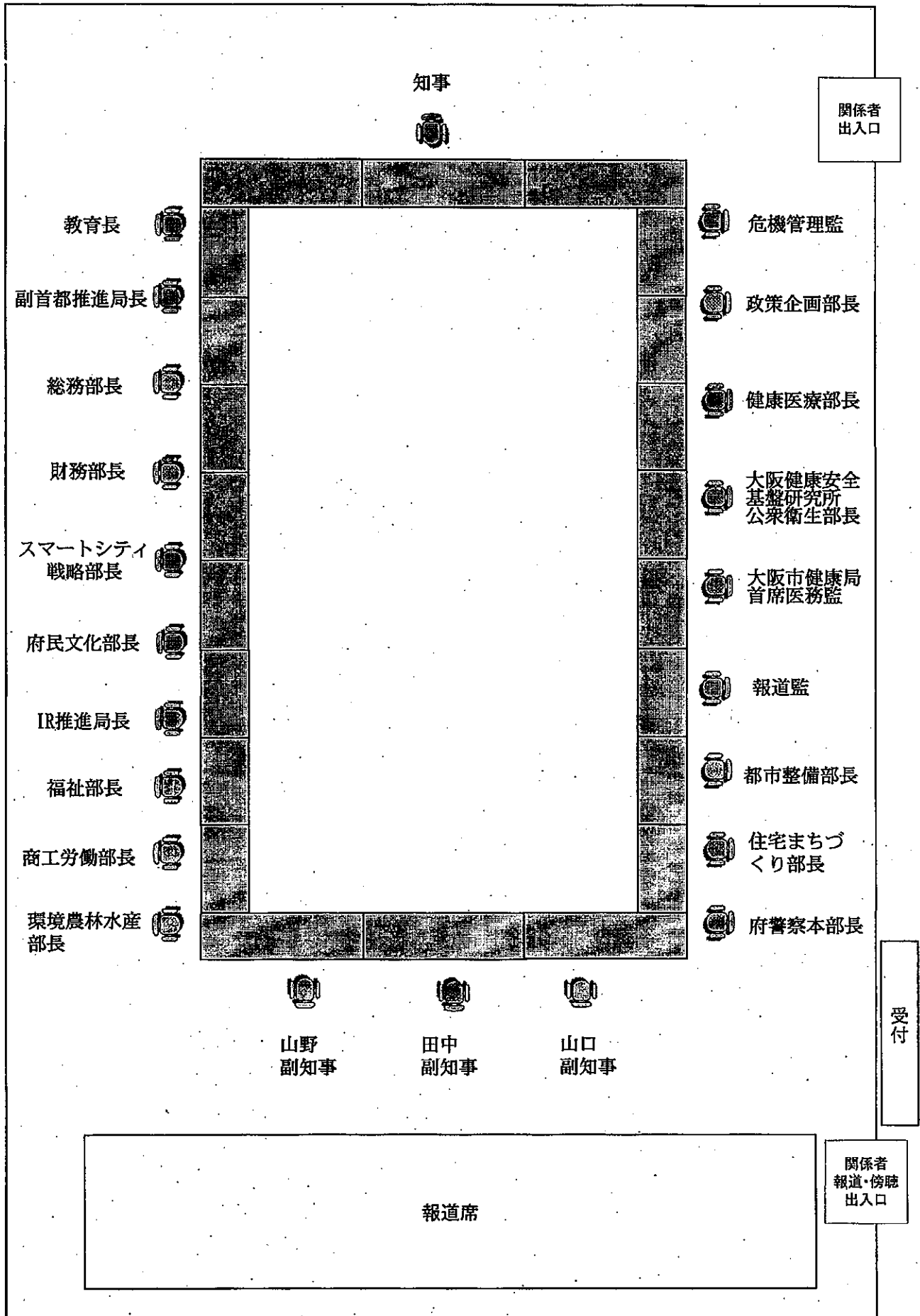
府警本部長

### 〈オブザーバー〉

(知独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

大阪市健康局首席医務監

# 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 配席図



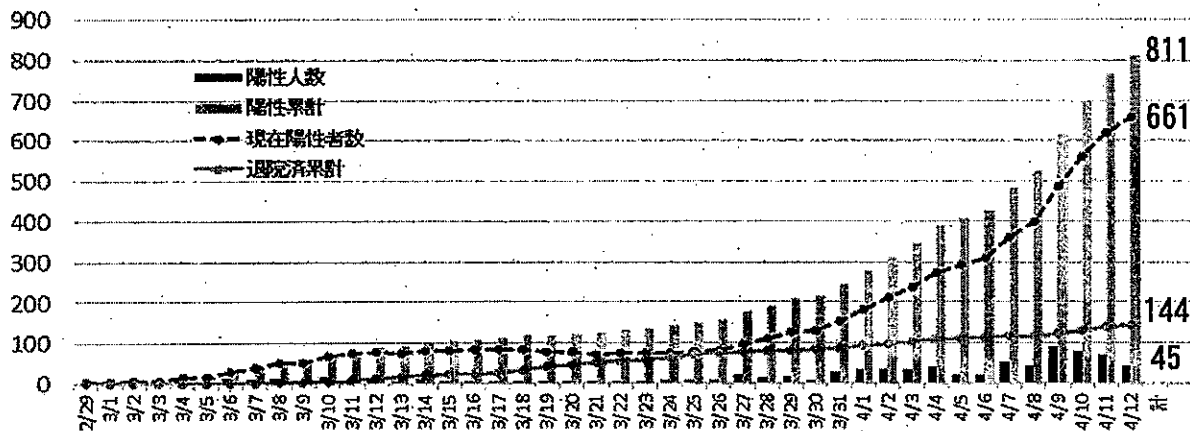


大阪の感染拡大の状況（令和2年4月12日現在）

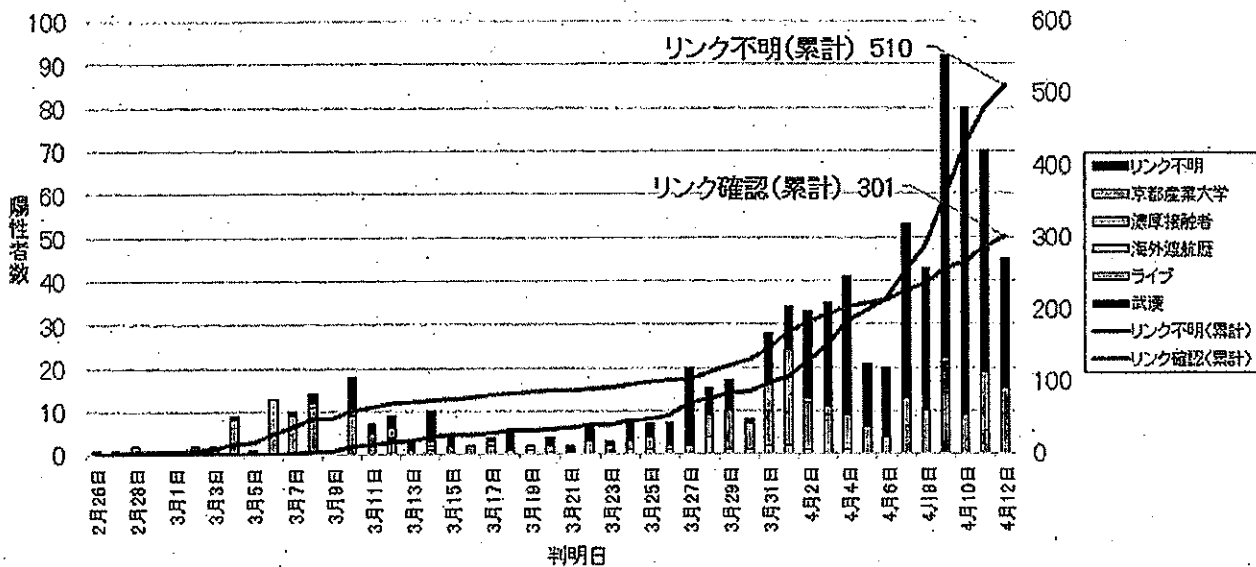
① 大阪府内の検査陽性者の状況

| 検査件数     | 検査陽性者数 |             |     |      |    | 死亡  | 退院済累計 |
|----------|--------|-------------|-----|------|----|-----|-------|
|          | 陽性者数   | 入院中又は入院等調整中 | 重症  | 自宅療養 | 軽症 |     |       |
| 7,359    | 66     | 647         | 45  | 14   | 6  | 144 |       |
| 前日比 +286 | +45    | +38         | +37 | +2   | +1 | +7  |       |

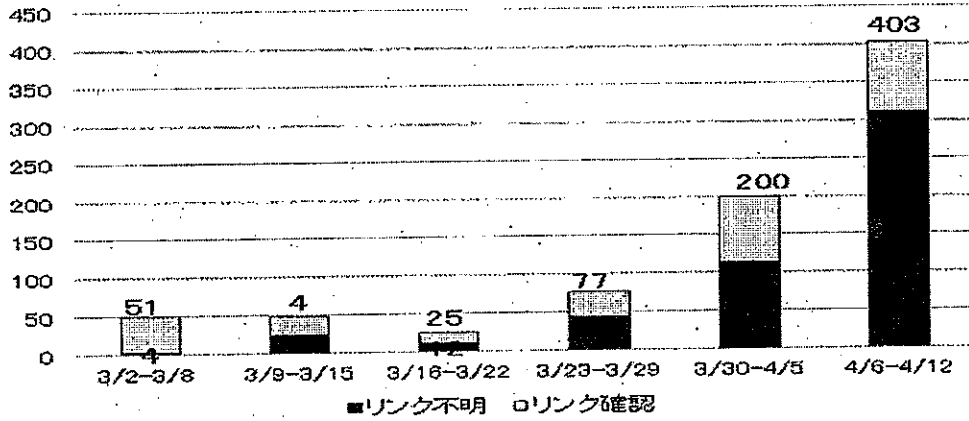
② 新型コロナウイルスの発生状況等



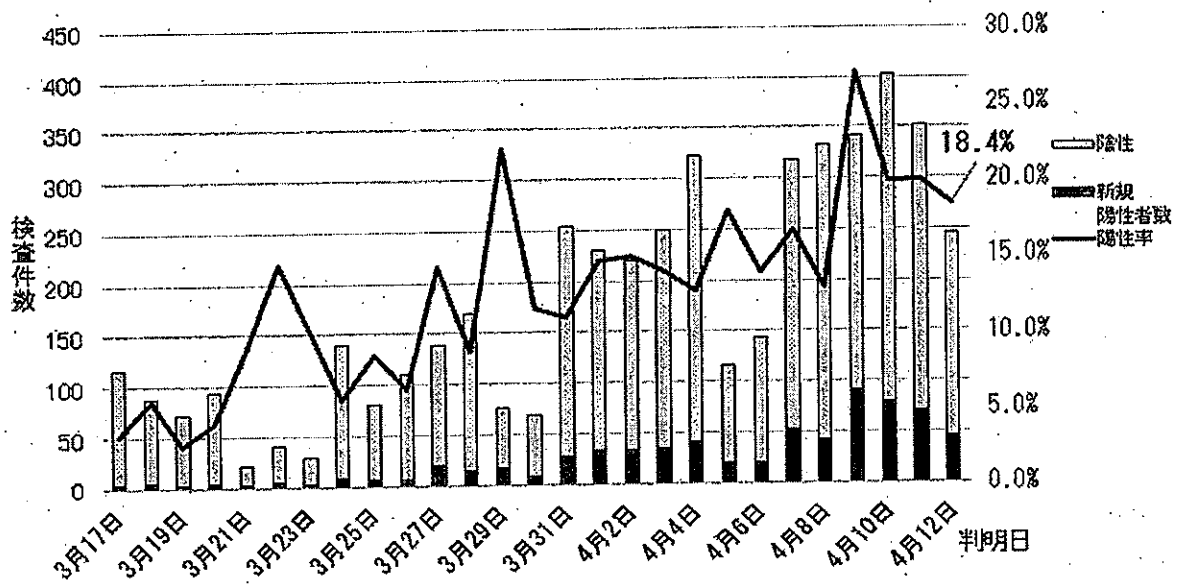
③ 陽性者数の推移（府の報道提供時点での確認に基づく累計）



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移



# 緊急事態宣言前後の人口増減状況について

(出典：NTTドコモ「モバイル空間統計」分析レポート)

資料1-1

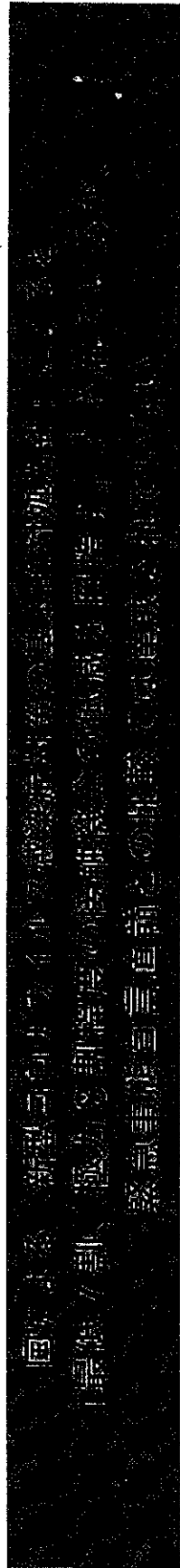
## 梅田周辺

|                 | 4月8日(水) | 4月9日(木) | 4月10日(金) | 4月11日(土) | 4月12日(日) |
|-----------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 緊急事態宣言直前との比較 ※1 | 35.0%減  | 42.4%減  | 42.9%減   | 57.2%減   | 58.2%減   |
| 前年との比較 ※2       | —       | —       | 66.1%減   | 81.0%減   | 82.9%減   |

## 難波周辺

|                 | 4月8日(水) | 4月9日(木) | 4月10日(金) | 4月11日(土) | 4月12日(日) |
|-----------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 緊急事態宣言直前との比較 ※1 | 30.3%減  | 33.3%減  | 30.3%減   | 68.7%減   | 43.1%減   |
| 前年との比較 ※2       | —       | —       | 53.4%減   | 42.9%減   | 71.2%減   |

- ※1 平日(4月8日~10日)は、緊急事態宣言直前の4月7日との比較。土曜日(11日)、日曜日(12日)は、それぞれ、1週間前(4日、5日)との比較。  
 ※2 2019年11月との比較。





モバイル空間統計

NTTドコモ「モバイル空間統計」  
分析レポート

## 大阪府域（梅田、難波）のみ抜粋

### 緊急事態宣言前後における7都府県の人口変動分析

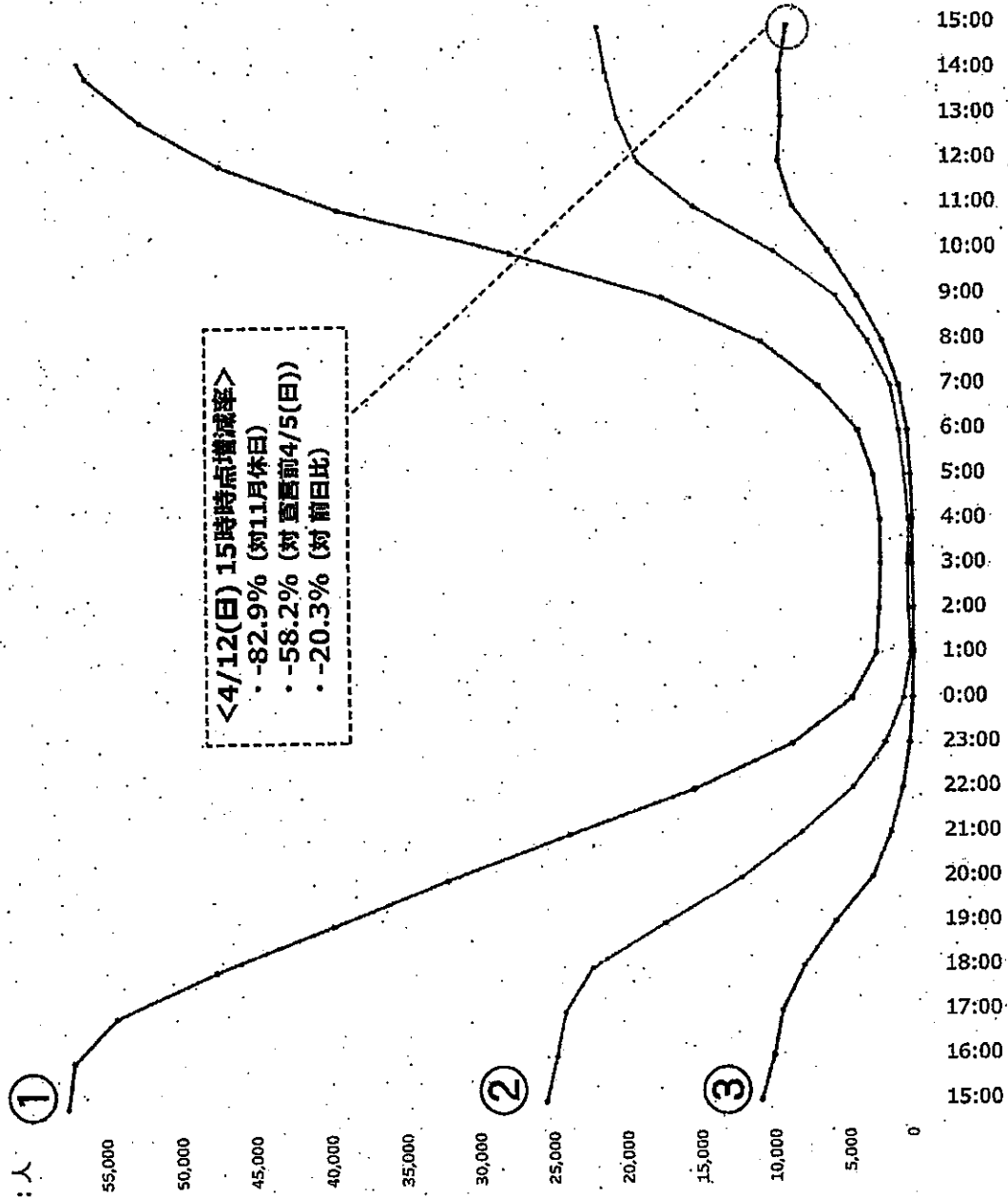
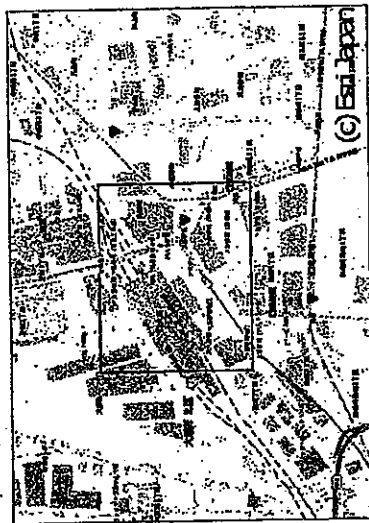
対象エリア： 渋谷（東京都）、横浜・川崎（神奈川県）  
千葉・船橋（千葉県）、大宮（埼玉県）  
梅田・難波（大阪府）、三ノ宮（兵庫県）  
天神（福岡県）

2020/4/12（日）

# 梅田周辺（大阪府）における人口増減状況

## 人口推移（1時間単位）

分析対象エリア  
(赤枠内500mメッシュ)



<凡例>

- ① 11月平均 (休日) ※感染拡大以前
- ② 4/4(土)~4/5(日) ※緊急事態宣言前
- ③ 4/11(土)~4/12(日)

注) 土~日の比較のため、過去のデータも休日としています

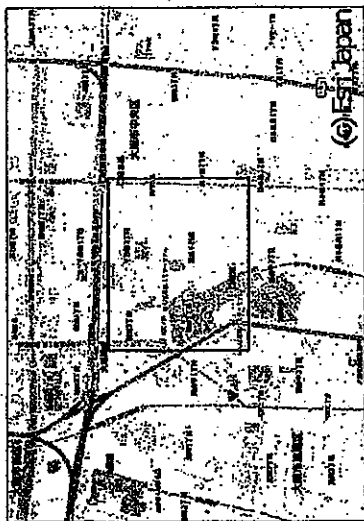
注) 在住者を含むデータのため、人口減少幅が少なくなっている可能性があります

# 難波周辺（大阪府）における人口増減状況

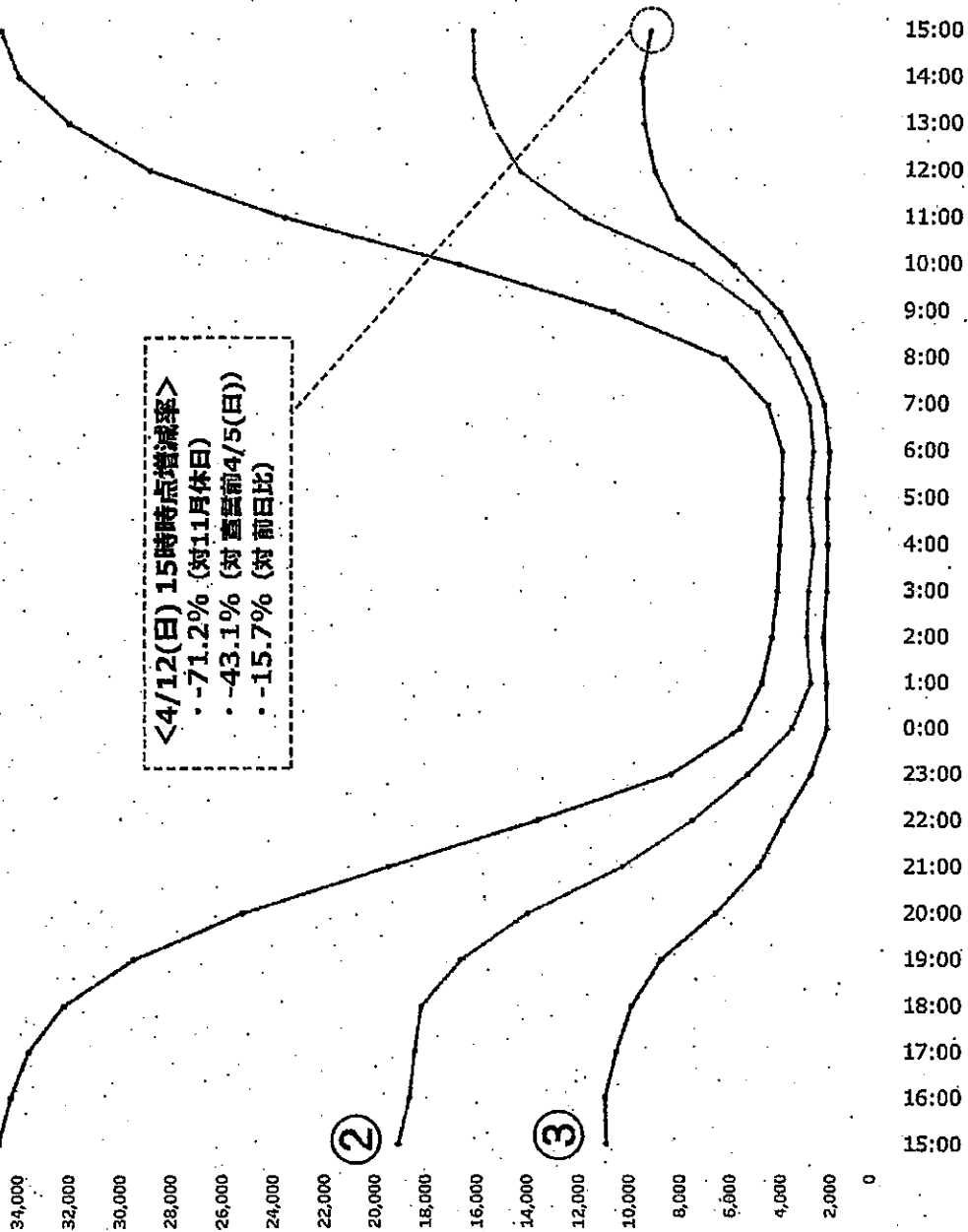
## 人口推移（1時間単位）

### 分析対象エリア

（赤枠内500mメッシュ）



単位：人 ①



<4/12(日) 15時時点増減率>  
 -71.2% (対11月休日)  
 -43.1% (対直営前4/5(日))  
 -15.7% (対前日比)

<凡例>  
 ■ 11月平均 (休日) ※感染拡大以前  
 ■ 4/4(土)~4/5(日) ※緊急事態宣言前  
 ■ 4/11(土)~4/12(日)  
 注) 土~日の比較のため、過去のデータも休日としています

注) 在住者を含むデータのため、人口減少幅が少なくなっている可能性があります

自粛要請状況を踏まえた今後の対策の必要性  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請・指示について)

1. 現状認識

○ 4月7日に発出された緊急事態宣言以降、大阪府の感染者数の推移は増加傾向にあり、加速度的に増加のスピードが増しているという状況ではないものの、この増加の傾向はこれから1週間継続すると考えられるため、大阪府でも1日3桁の患者が発生するようになるでしょう。その後、緊急事態宣言による外出の自粛の効果が現れれば、増加の速度が鈍り、減少に転じる可能性がありますが、今回の施設の使用制限によってその効果が確実なものになるとを期待します。

2. 施設の使用制限について

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によって事前に設定されていた施設と、これまでの研究によって感染リスクが高いと判断される施設、いわゆる「3密」の環境となる業種の休業を要請することは、適切であると考えます。後者については、国の基本的対処方針に新たに「特定都道府県以外の都道府県は、法第24条第9項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛等について、強く促す。」という記載が追加され、全国で同様の要請がなされるため、特定都道府県の大阪府においても当然なすべきことと判断します。

3. 更に推進すべき事項

○ 一方で、未だに通勤等で外出せざるを得ない府民も一定程度あり、要請を行わない業種についても可能な限りテレワーク等による在宅の勤務を促し、大卒等の教育機関においては教育を受ける権利を保証し、かつ若者の外出の自粛を促すためにメディア授業の二層の普及を府としても援助すべくと考えます。

朝野座長

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>掛屋副座長</p>    | <p>東京同様に施設の使用制限の要請・指示を迅速に行うべきと考えます。「外出の自粛要請」や「イベントの自粛要請」のみでは、十分な効果は期待できません。週末は梅田や心齋橋の繁華街にも出歩く人が減っていたようですが、Weekday に「外出の自粛要請」に応えられる方は限られます。ある程度の強制力をもって要請・指示すべきです。</p> <p>選定・指定が判断しにくい業種もありますので、具体的な業種を示してください。また、休業補償を示すことが伴わなければ、実現しないものと考えます。休業補償も短期的なものではなく、中長期的なビジョンを与えることも行政の役割と考えます。</p>   |
| <p>砂川オプザーバー</p> | <p>使用制限をかける・かけないの対象施設については、東京都の出された案に対して追加・修正を求めめる部分はありません。</p> <p>ただし、休止を要請しない（すべきでない）施設であっても、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設の入出口、待合場所、控え場所（更衣室等含む）等で、一時的に人の流れが停滞する環境が発生するので、施設ごとにそのような場所を調査し、そこの3密環境を最小限にすること、</li> <li>2) 長距離の交通機関での感染リスクは指摘されているので、換気を良くする、座席を離す等の改善に努め、3密環境を最小限にすること、体調不良者は乗車・搭乗させないこと、</li> <li>3) 診療所（特に口を大きく開けることが必要な歯科、耳鼻咽喉科等）ではエアロソルの発生リスクが高いこと、理美容では客の顔との距離が近いこと、があることから適直のマスクの着用と共に3密環境を最小限にすること、</li> <li>4) ごみの中に感染性のものが含まれている可能性があることから、ごみを扱う際には担当業者は必要な予防措置をとると共に、作業の合間には適切な手洗いを行うこと、</li> </ol> <p>の以上については施設やスタッフの作業特性に応じた注意として、促していただきたい、と思います。</p> <p>また、施設の使用制限の要請・指示に関連して、出来るだけ警察の協力を仰ぎ、街中の警備や、たむろする若者・客引きへの注意、帰宅を促すことを行うことを進めていただければと思います。強制力はもちろんありませんので注意のみになるかと思いますが、有ると無しでは大きく効果が異なるのではないかと、思っています。</p> |



## 施設の使用制限の要請等について

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

## 1. 4月7日決定した大阪府緊急事態措置の概要

※第11回対策本部会議において決定

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日
- ③ 実施内容  
新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。
  - 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）  
府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。
  - イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）  
イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

## 2. 現状分析・評価

### ① 府内の感染者の状況

- ・ 4月9日の陽性者数は、過去最高の92名。前日の8日に比べ、急激に増加。
- ・ 4月10日(土)、11日(日)の陽性者数(70名、45名)は、1週間前(35名、21名)と比べ倍増。
- ・ 感染源不明の患者も増加。

### ② 緊急事態宣言前後における人口変動の状況

緊急事態宣言直前との比較では、梅田・難波とも、国の目標である「最低7割、極力8割」の減少が達成できていない。

### ③ 現状等についての専門家の意見

【P】 使用制限等は要請すべき。使用制限を要請しない施設についても、感染拡大防止策の徹底を行うべき。

⇒ こうした状況を総合的に判断した結果、従来の「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけでは、国の基本的対処方針で示されている「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」という目標の達成が現状の取り組みでは困難な状況。

このままでは、オーバーシュート(感染爆発)の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行う。

### 3. 新たに追加する措置（施設の使用制限の要請等）

①期間 令和2年4月14日～5月6日

#### ②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】

⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

## 4. 実施内容

### 1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

#### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

| 施設の種類     |  |
|-----------|--|
| 医療施設      | 病院、診療所、薬局、薬局   |
| 生活必需品販売施設 | 卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需品資売場、コンビニエンスストア等  |
| 食事提供施設    | 飲食店（居酒屋等を含む）、料理店、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを含む）<br>※但し、営業時間については、午前9時から午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までに要請。（宅配、テイクアウトサービスは除く。） |
| 住宅、宿泊施設   | ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等  |
| 交通機関等     | バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等   |
| 工場等       | 工場、作業場等  |
| 金融機関・官公署等 | 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等  |
| その他       | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、獣医、理美容、ランドリ、ごみ処理関係等  |

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

#### (2) 社会福祉施設等

| 施設の種類   |   |
|---------|---|
| 社会福祉施設等 | 保育所、学童クラブ、介護老人保健施設その他これらに関する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

## 2 基本的に休止を要請する施設

### (1) -1 特措法による要請を行う施設

| 施設の種類      | 内 訳   | 要請内容  |
|------------|---|---|
| ①遊興施設      | 芝居小屋、サボテンハウス、ダンスホール、パブ、<br>ストックホルムのぞき劇場、ストリップ劇場、<br>個室温泉、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、<br>射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等 | 施設の使用制限等の要請<br>(特措法第24条第9項)<br>→ 概しない場合<br>特措法第45条第2項、第3項による<br>個別の要請・指示も検討<br>(施設名を公表) |
| ②劇場等       | 劇場、観覧場、映画館、演芸場  |   |
| ③集会・展示施設   | 集会場、公会堂、展示場   |   |
| ④運動施設・遊技施設 | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、<br>マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等  |   |
| ⑤文教施設      | 学校(大学等を除く。)   |   |

(1) - 2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

| 施設の種類    | 内 訳                                       | 要請内容  |
|----------|---|---|
| ①大学、学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等           | 施設の使用制限等の要請<br>(特措法第24条第9項)                   |
| ②博物館等    | 博物館、美術館、図書館                               | 特措法第45条第2項、第3項による<br>個別の要請(指示も検討<br>(施設名を公表)) |
| ③ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)                   |   |
| ④商業施設    | 生活必需物資の小売関係以外の店舗<br>生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 |   |

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

| 施設の種類    | 内 訳  | 要請内容   |
|----------|--|--|
| ①大学、学習塾等 | 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等<br>※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業         | 特措法による貸し出し施設の使用制限等の協力を依頼<br>※床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応については協力を依頼 |
| ②博物館等    | 博物館、美術館、図書館  |  |
| ③ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（集会の提供（提供する部分に限る。））   |  |
| ④商業施設    | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗<br>※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業 |  |



第1号 事業者決定

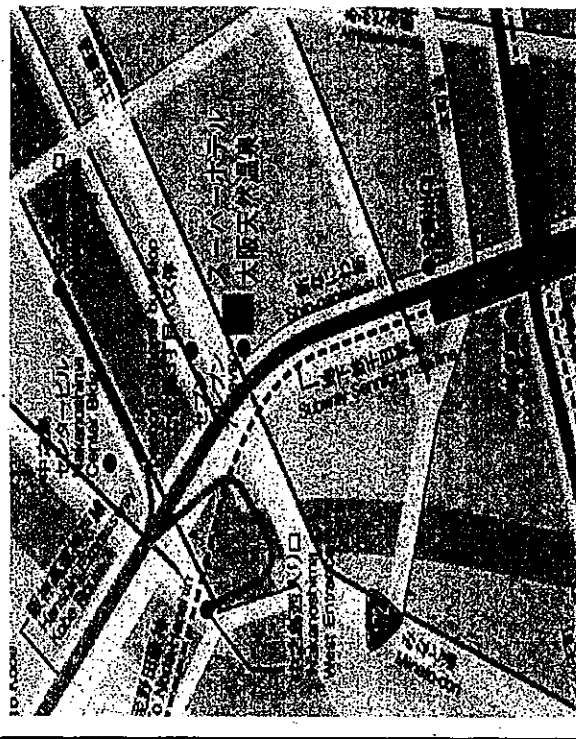
危機管理室 防災企画課

スーパーホテル大阪天然温泉

4月14日(火) から受入れ

大阪市西区江戸堀3丁目6-35

受入れ室数 400室



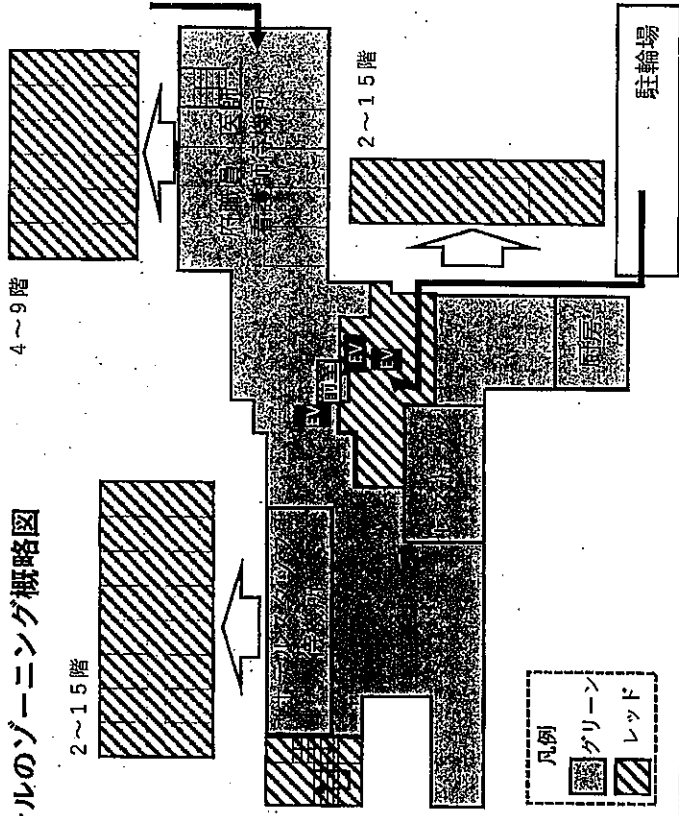
●「受入れの迅速性」「居室数」「ゾーニング」の3つの視点から事業者を決定。

4/9 医療専門家・自衛隊による現地確認

大まかなゾーニングを決定

4/13 自衛隊による従業員の研修予定

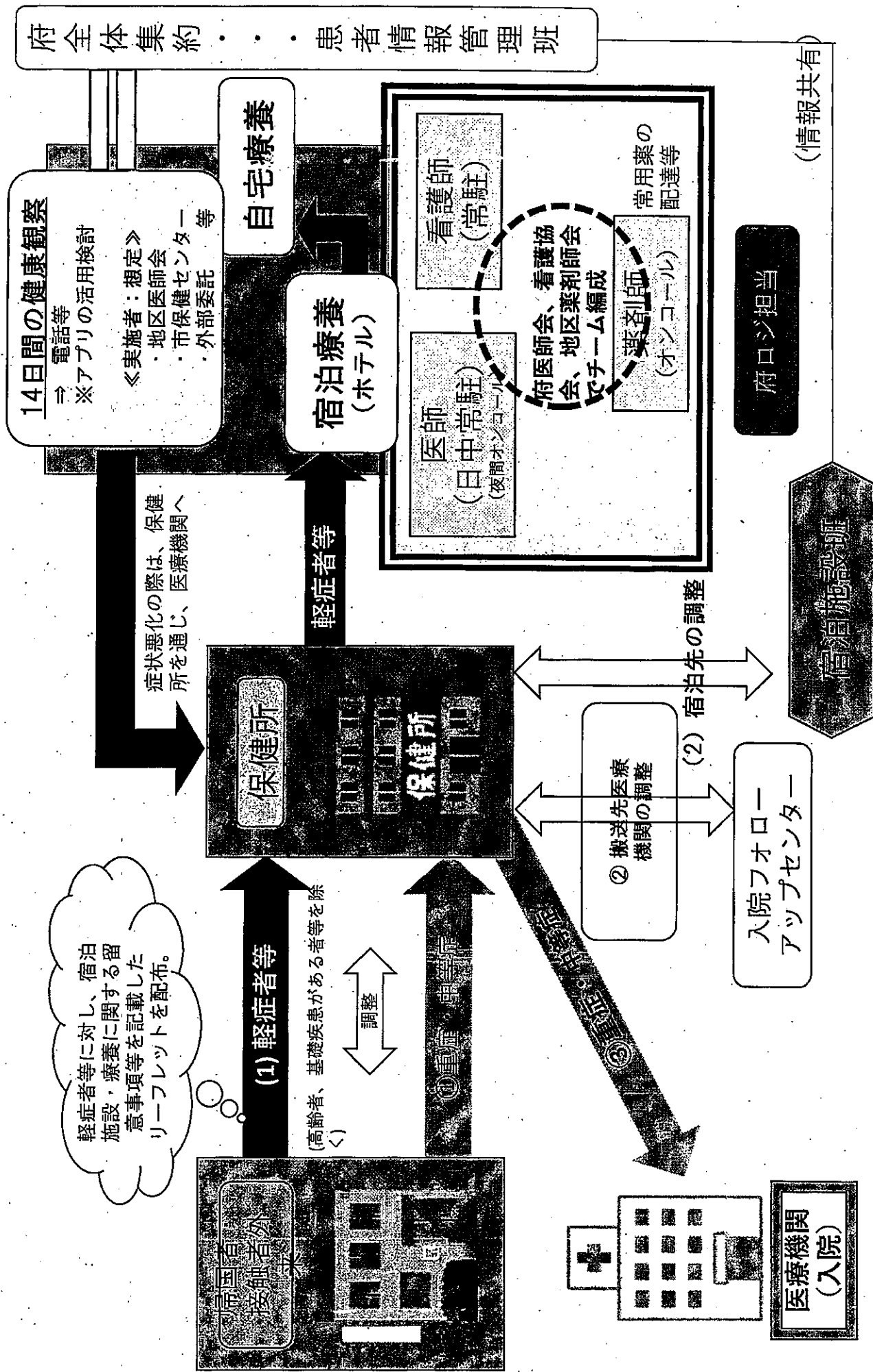
ホテルのゾーニング概略図



運営体制

ロジ担当 (府職員 2名) 24時間常駐  
 看護師 2名 24時間常駐  
 医師 1名 昼間常駐 夜間オンコール  
 ホテル 食事準備配膳、問合せ対応  
 配達物の配布など

# 新型コロナウイルス感染者：軽症者等の療養等に関する流れ（イメージ）



## 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

現在、大阪府では新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、症状がない方・医学的に症状の軽い方には、PCR検査の結果が陽性であっても、医療機関への入院ではなく、宿泊施設での安静・療養を行っていただく場合があります。

宿泊施設での安静・療養期間中は、常駐する医療従事者等が健康観察を行いますのでご安心ください。

### 宿泊施設での安静・療養の対象となる方

以下を全て満たす方については、原則として宿泊施設での安静・療養の対象となります。

- 1. 無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」）かつ、感染防止にかかる留意点を遵守できる方
- 2. ①～④のいずれにも該当しない方
  - ① 高齢者（概ね70歳以上の方）
  - ② 基礎疾患がある方  
（糖尿病、心疾患または呼吸器疾患を有する方、透析加療中の方など）
  - ③ 免疫抑制状態である方（免疫抑制剤や抗がん剤を使用している方）
  - ④ 妊娠している方
- 3. 同居者の中に、上記①～④に該当する方がいる方
- 4. 入院医療機関の医師が症状や病床数の状況等から必ずしも入院が必要な状態でないと判断したもの（発熱・呼吸器症状・呼吸数・胸部レントゲン・酸素飽和度等の症状や診察、検査所見を踏まえ、医師が総合的に判断する）

### 宿泊施設での安静・療養期間中の健康観察について

- ・健康観察は、宿泊施設に常駐する医療従事者等が行います。
- ・14日間の健康観察を行います。
- ・毎日、1日2回ご自身の健康状態を観察してください。また、1日1回健康状態を電話等で確認します。
- ・宿泊施設での安静・療養の解除については、ご本人の健康状態等を総合的に勘案して保健所が判断します。
- ・症状（発熱（37.5度以上）、咳、鼻水など）が悪化した際は、ただちに常駐する医療従事者や職員に報告してください。
- ・必要に応じて、日中の医師の診療、処方が可能です（医療費は自己負担となります）  
症状によっては医療機関への救急搬送を行います。
- ・その他、体調の変化や受診についてのご相談は、常駐する医療従事者や職員へご連絡ください。
- ・ストレス等によるこころの不調についての相談は、「こころのホットライン」（06-6697-0877）（利用時間9時～17時半）をご利用ください。

## 宿泊施設での安静・療養にあたっての留意点

### (1) 共通の留意事項

- ①軽症者等は宿泊施設から外出しないでください（※外出をしないことが前提です）。
- ②外部からの訪問者の受け入れはできません。

### (2) 宿泊施設での注意事項

- ①部屋は個室です。同居家族が同時に軽症者等として滞在する場合は、同居も可能です。
- ②入所中は、禁酒・禁煙です。
- ③食事を取りに行くなど部屋から出るときは、必ずマスクを着用してください。職員もマスクの着用や手洗い等標準予防策を行っています。
- ④リネンについては、2週間分を部屋に置いてあります。
- ⑤清掃は必要に応じ、ご自身で行ってください。
- ⑥リネン、衣類等は通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかり乾燥させてください。
- ⑦ゴミは袋に入れて密閉して指定された場所に捨ててください。
- ⑧療養中で必要な物品等については、ご自身でご準備下さい。

（職員が宿泊者に代わって物品の購入等をお受けすることは致しません。）

- ⑨宿泊料・食事代（3食）以外は、自己負担となります。

※下記の内容についてもご確認ください。



## 宿泊施設での安静・療養にあたって必要なもの

療養中は外出できないため、必要なものは事前にご準備いただきますようお願いいたします。

- ①衣類（寝巻、部屋着、下着類、防寒具など）
- ②タオル類（フェイスタオル、バスタオルなど）  
※①～②は施設内でご自身で洗濯し着用いただきますので、必要な枚数をご準備ください。
- ③洗濯用洗剤
- ④常用薬、頓服薬、おくすり手帳  
※持病等でお薬を常用されている方は必ずご持参ください。
- ⑤食事道具（おはし、コップ、スプーンなど。）
- ⑥洗面用具（シャンプー、リンス、ボディソープ、歯ブラシ、歯磨き粉、洗顔など）
- ⑦携帯電話、充電器
- ⑧本、ゲーム機、DVD再生機など、気分転換に使用されるもの
- ⑨身分を証明できるもの運転免許証等を持参ください。
- ⑩健康保険証 ※施設での療養中は、別途診療代や薬代が発生します。
- ⑪体温計 ※自宅にあるものを持参ください
- ⑫生理用品
- ⑬嗜好品（コーヒー、紅茶など）
- ⑭現金 ※両替はできませんので、小銭は多めに持参ください。



©2014 大阪府ちずやん

## 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養について

現在、大阪府では新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、症状がない方・医学的に症状の軽い方には、PCR検査の結果が陽性であっても、自宅での安静・療養を行っていただく場合があります。

自宅での安静・療養期間中は、保健所等が健康観察を行いますのでご安心ください。

### 自宅安静・療養の対象となる方

以下を全て満たす方については、自宅安静・療養の対象となります。

- 無症状者病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」）かつ、感染防止にかかる留意点が遵守できる方
- ①～⑤のいずれにも該当しない方
  - ①高齢者（概ね70歳以上の方）
  - ②基礎疾患がある方  
（糖尿病、心疾患または呼吸器疾患を有する方、透析加療中の方など）
  - ③免疫抑制状態である方（免疫抑制剤や抗がん剤を使用している方）
  - ④妊娠している方
  - ⑤同居者の中に、上記①～④に該当する方がいる方
- 帰国者・接触者外来等の医師が、入院の必要はないと判断した方
- 保健所が、自宅での安静・療養を行うことが可能と判断した方

実際に自宅安静・療養を行っていただくにあたっては、お住まいの地域を管轄する保健所による聞き取り等を踏まえ、総合的に判断します

### 自宅安静・療養期間中の健康観察について

- ・健康観察はお住まいの地域を管轄する保健所が行います。
- ・毎日、1日2回自身の健康状態を観察してください。また、1日1回保健所が健康状態を電話等で確認します。
- ・自宅安静・療養は、原則として14日間発熱等の症状が無い場合は解除になります。ただし、最終的な判断は保健所長が行いますので、毎日の健康観察を必ず報告してください。
- ・症状（発熱、咳、鼻水など）が悪化した際は、ただちに保健所に報告してください。特に発熱がある場合は必ずご連絡をお願いします。
- ・軽症者等の同居者は、基本的に濃厚接触者に当たります。同居者に症状があれば保健所に報告してください。
- ・その他、体調の変化や受診についてのご相談は、保健所へご連絡ください。



自宅安全・清潔にあたっての留意事項

(1) 共通の留意事項

- ①軽症者等は自宅から外出しない（※外出をしないことが前提です）
- ②外部からの訪問者は受け入れない

(2) 同居者がいる場合の注意事項

- ①部屋を分ける  
（食事や就寝も別室にし、感染者は極力部屋から出ないこと）
- ②軽症者等はマスクをつける  
（使用したマスクは部屋から持ち出さないこと）
- ③こまめに石鹸で手を洗う
- ④リネン・食器・歯ブラシの共用はしない  
（特にタオルは、トイレ・洗面所などで共有しないこと）
- ⑤入浴は家族の中で最後に行く
- ⑥軽症者等のお世話をする同居者はできるだけ限られた方にする
- ⑦同居者は、軽症者等の体液や汚物に触れる場合はマスク・手袋をし、接触後は石鹸による手洗いをする
- ⑧軽症者等が手で触れる共有部分を消毒する  
（ドアの取っ手・ノブ・照明のスイッチ・ベッド柵等は薄めた市販用の塩素系漂白剤や家庭用除菌用スプレーで1日1回以上拭いた後、水拭きしましょう。トイレ・浴室・洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒し、換気を行いましょう。）
- ⑨リネン、衣類等は通常洗濯用洗剤で洗濯し、しっかり乾燥する
- ⑩ゴミは袋に入れて密閉して捨てる。



参考

消毒液（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）の作り方

※市販の次亜塩素酸ナトリウム製剤は濃度が濃いので、  
使用時には0.05%程度に薄めて使用してください。

| 使用濃度  | 原液濃度 | 方法                  | 使用目的   |
|-------|------|---------------------|--|
| 0.05% | 6%   | 3Lの水に対して<br>原液 25ml | ドアノブ、照明のスイッチ、机、椅子、<br>電話機、コピー機のボタン、エレベーターのボタン等 |

市販の次亜塩素酸ナトリウム製剤

| 濃度 | 商品名                  |
|----|----------------------|
| 1% | ミルトン等                |
| 5% | ハイター、ブリーチ等           |
| 6% | ピューラックス、<br>アサヒラックス等 |

- ・使用時は、マスクや手袋をしてください。
- ・ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭いた後、水拭きしてください。
- ・希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液は、その都度使い切ってください。



# インターネットカフェ・漫画喫茶の使用制限に伴う 低料金で提供可能な宿泊施設の確保

- ◆府ではインターネットカフェ・漫画喫茶についても、特措法に基づく休止を要請
- ◆長期滞在者の宿泊先確保に向け、府では1泊2,500円以下(※)で宿泊できる施設に協力要請
- ◆さらにも加募集するとともに宿泊施設を府のホームページで紹介

(※府内のインターネットカフェ(360店)の平均価格の9割利用換算額(税抜き)を指す)

## 現時点で協力の申し出をいただいている施設

| No | 名称               | 所在地               | 客室数 |
|----|------------------|-------------------|-----|
| 1  | ビジネスホテル来山(北館・南館) | 大阪市西成区太子1-3-3     | 150 |
| 2  | ビジネスホテル来山みかど     | 大阪市西成区太子1-2-11    | 100 |
| 3  | ビジネスホテル加賀        | 大阪市西成区萩之茶屋1-12-21 | 54  |
| 4  | HOTEL THE ROCK   | 大阪市西区立売堀1-9-35    | 88  |
| 5  | ビジネスホテルラッキー      | 大阪市西成区太子1-8-11    | 24  |
| 6  | 一社)日本簡易宿所・民泊協会   | 府内施設              | 調整中 |
|    | 計                |                   | 416 |

府ホームページには申込連絡先、料金、URL等も表示

## 募集条件

- ◆上記に加え、下記のとおり、引き続き募集

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 宿泊料金 | 1泊 2,500円以下(税抜き・食事なし)   |
| 応募方法 | 次のメールアドレスに以下の内容を記載の上送付<br><b>kikikanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp</b><br>1. 事業者名、担当者名、連絡先(電話、メールアドレス)<br>2. 宿泊施設の名称、所在地、提供可能な客室数<br>3. 提供開始日<br>4. 宿泊料金(1泊当たり・税抜き)<br>5. その他(質問等) |
| 受付開始 | 令和2年4月13日(月)  |
| 利用期間 | 令和2年4月13日(月)～5月6日(水)(施設使用制限期間中の提供を依頼)   |
| その他  | 府のホームページで応募施設を掲載、宿泊施設と利用者が直接契約  |

## 【新型コロナウイルス関連】府営住宅における対応について

## 1. 住宅喪失者への府営住宅の提供（案）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住居や雇い止めにより住宅の退去を余儀なくされる府民に対し、当座の住居を確保できるよう、目的外使用により緊急入居用の府営住宅を提供

- 戸数 100戸程度（300戸まで順次拡大予定）  
 ○対象者 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等（緊急事態宣言以降）により、住宅の退去を余儀なくされる府民（単身入居可）  
 ・申込者が大阪府内に在住または在勤  
 ・申込者及び同居しようとする者が、暴力回復でないこと
- 使用期間 6カ月以内（最長1年）
- 使用料 4,000円/月、共益費免除
- 募集開始 令和2年4月20日（月）（咲洲庁舎 住宅経営室で受付）

（参考：リーマンショック時の離職者向け府営住宅の提供【H20～】）

- ・国通知に基づき離職退職者に対する公営住宅の目的外使用
- ・府営夕陽ヶ丘住宅（集約建替えにより従前入居者移転済み）41戸を提供
- ・使用料4,000円/月、共益費免除、使用期間6カ月以内（1回に限り更新可）

（参考：令和2年4月7日付け国土交通省住宅総合整備課長通知）

- ・新型コロナウイルスの影響による解雇等に対しても、リーマンショック時の通知を適用し、目的外使用による公営住宅入居について対応するよう要請

## 2. 府営住宅入居者の収入減少への対応（既実施）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇・倒産・休業・休職等により、収入が著しく減少した府営住宅入居者について、家賃を減額

方 策

家賃減免・猶予

収入更正

- 「収入分位1」区分（認定月収104,000円以下）で、「収入認定相当額」が「最低生活費認定相当額」（生活保護基準に準じて算定）を下回る世帯に  
 ついて基本家賃の1/2を下限として家賃を減免（1年更新）
- 年度途中において、退職、失職、転職等で給与等収入が減少し、収入分位  
 が下がる場合に、収入の更正を行い、家賃額を減額修正

※収入減少は、退職、失職、雇用形態の変更等を要件としており、時間外手当が  
 減った場合などは対象外

※生活保護で長期入院中の場合（⇒住宅扶助が停止）は全額免除

家賃が住宅扶助限度額を超える場合はその差額を免除

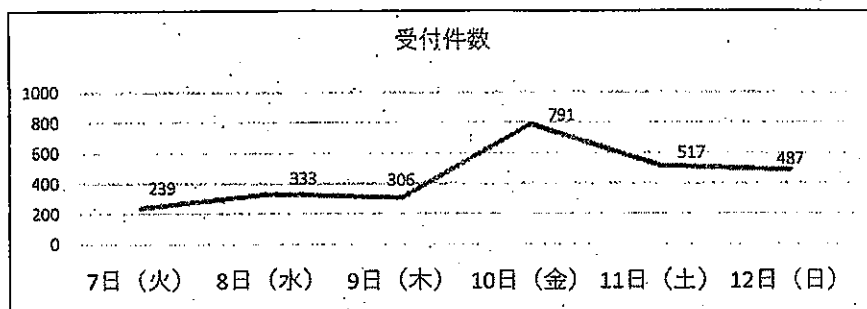
※条例上は、猶予も可能であるが、家賃減免の制度があるため、猶予は実施しない

対 応

- 申請時の直近1年間の収入（非課税含む）総額をもとに、新型コロナウイルス関係  
 での減収額を反映させた収入額で審査（現行の運用で対応可）
- 収入減少の要件を緩和し、新型コロナウイルス関係で減収した額を反映させた収入  
 額で審査（マニユアルを改正済）



## 緊急事態措置コールセンター 受付状況



| 日    | 7日 (火)      | 8日 (水)     | 9日 (木)     | 10日 (金)    | 11日 (土)    | 12日 (日)    |
|------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 窓口時間 | 19:20~22:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 | 9:00~22:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| 件数   | 239         | 333        | 306        | 791        | 517        | 487        |
| 累計   | 239         | 572        | 878        | 1669       | 2186       | 2673       |

(内訳)

| 日     | 7日 (火) | 8日 (水) | 9日 (木) | 10日 (金) | 11日 (土) | 12日 (日) | 計         |
|-------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| 施設休止  | 115    | 77     | 36     | 106     | 153     | 117     | 604 (23%) |
| 外出自粛  | 43     | 49     | 7      | 52      | 28      | 18      | 197 (7%)  |
| 補償・給付 | 33     | 109    | 112    | 260     | 147     | 127     | 788 (29%) |
| 要望、意見 | 28     | 58     | 57     | 162     | 85      | 94      | 484 (18%) |
| その他   | 20     | 40     | 94     | 206     | 104     | 131     | 595 (22%) |

## 主な相談内容(12日)

## 【施設休止】

- ・屋外の運動施設、カラオケ喫茶、司法書士事務所、学習塾の営業可否について

## 【補償・給付】

- ・個人への給付や個人事業者、中小企業等への給付・融資について  
⇒30万円の給付金について教えてほしい。手続きは、私は対象になりますか。 (75件、15%)  
⇒給付や融資の手続きを教えてほしい。いつからですか。

## 【要望、意見】

- ・休業対象にしてほしい  
⇒タクシー会社勤務、車内は3密なので怖い。減便要請する等呼びかけてほしい。  
⇒職業訓練校が休校してくれない。休校するようになってほしい。
- ・自粛要請してほしい  
⇒ホームセンターに家族連れ等多くのお客が来ている。自粛要請してもらえないか。  
⇒スーパーマーケット、レジに家族連れ等多くのお客が並んでいる。自粛するよう言ってほしい。

## 【その他】

- ・健康相談について  
⇒熱があるが大丈夫でしょうか。 (74件、15%)

## 新型コロナウイルスに関する「新型コロナ受入病院支援チーム」の創設

新型コロナウイルスの感染者を受け入れる病院を支援するチームを創設し、受入病院を全面的にバックアップする体制を構築

### 新型コロナ受入病院支援チーム

人的支援の調整

院内感染対策の支援  
(専門家による指導・研修等)

必要物資の調達・支援  
(N95、PPE 等)

国通知・マニュアルの  
情報提供等

必要設備の支援  
(人工呼吸器 等)

休業補償  
(措置法に基づくもの)

※その他、受入にあたって支援が必要な事項については、病院から意見聴取

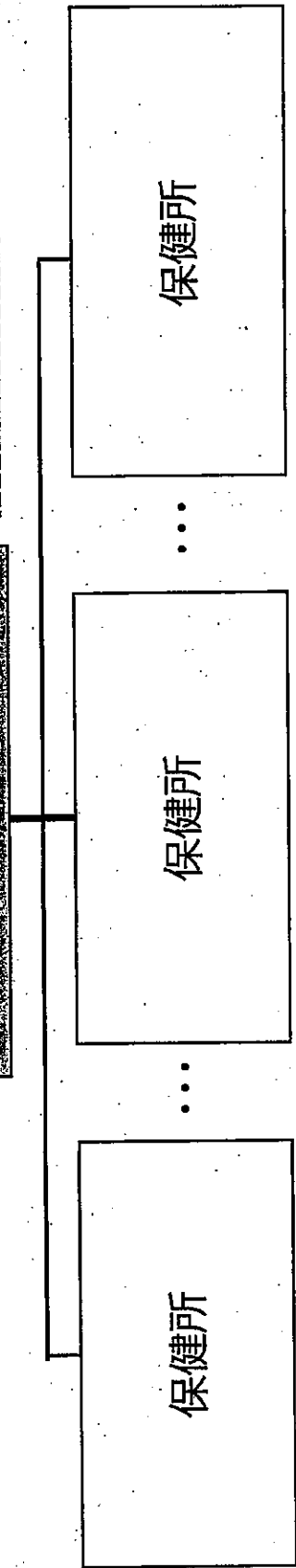
**病床稼働**

## 新型コロナウイルスに関する「保健所支援チーム」の創設

- 各保健所の日々の業務状況を的確に把握し、必要な支援を的確に行うため、新たに「保健所支援チーム」を創設し、保健所を全面的にバックアップする体制を構築
- 本庁に、司令塔となる参事を配置（参事＋担当）

【本庁】  
2名体制  
(イタージュ、参事＋担当)

- 【役割】 保健所支援の司令塔
- ・保健所ニーズの把握・調整
- ・保健所応援職員の調整・管理
- ・必要な情報提供(国・府の動き等)



- 【派遣職員の役割】  
各保健所のニーズを踏まえ、代替可能な業務の支援を行う。
- 各種データの入力や整理、国からの通知等の管理
  - 病院からの検体回収や検体搬送業務
  - その他、事務処理全般 など

※応援人数は、各保健所の要望に応じて調整

**合計 約30～40名体制**

## ○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

## ○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校 (第三号に掲げるものを除く。)
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- 八 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
- 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(感染の防止のために必要な措置)

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 三 手指の消毒設備の設置
- 四 施設の消毒
- 五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

## 大阪府新型コロナウイルス対策本部 設置要綱

## (目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づき、新型コロナウイルスについて、住民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、大阪府新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルスにかかる府民への情報提供及び周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルスにかかる庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルスにかかる感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他、新型コロナウイルスに関連する事項

## (組織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

## (運営)

第4条 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

## (専門家会議)

第5条 対策本部に、適宜、適切なアドバイスを実施するための専門家会議を置く。

## (幹事会)

第6条 対策本部に幹事会を置く。幹事会は別表第2に掲げる職にある者及び知事が特に指名する者をもって構成する。

- 2 幹事会は、政策企画部企画室長が招集し、これを主宰する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係する課長等の出席を求めることができる。

## (対策本部の事務局)

第7条 対策本部の事務局は、政策企画部に置く。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

- 附則 この要綱は、令和2年1月24日から施行する。  
附則 この要綱は、令和2年3月26日から施行する。  
附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
附則 この要綱は、令和2年4月13日から施行する。



別表第1 (本部員)

|             |
|-------------|
| 副首都推進局長     |
| 危機管理監       |
| 政策企画部長      |
| 報道監         |
| 総務部長        |
| 財務部長        |
| スマートシティ戦略部長 |
| 府民文化部長      |
| IR 推進局長     |
| 福祉部長        |
| 健康医療部長      |
| 商工労働部長      |
| 環境農林水産部長    |
| 都市整備部長      |
| 住宅まちづくり部長   |
| 教育長         |
| 府警本部長       |

## 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言発令による対応見直しについて

### 見直し理由

- 国の全業種出勤者7割(極力8割)削減の要請を踏まえ、現行の就学前施設の保育・預かり体制の縮小を行います。
- 縮小にあたっては、厚生労働省通知(令和2年4月7日付け事務連絡)に基づき、社会機能維持に必要な職に従事する家庭については保育を継続します。
- 子ども・保護者の感染防止を最優先とするため、対象者を限定し、「三つの密(①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面)」が重なるリスクを軽減します。

### 就学前施設(保育所等)の対応概要

1. 対 応 公立こども園及び民間施設\*<sup>1</sup>において保育を縮小して実施  
\*1. 民間保育所、私立認定こども園、小規模保育事業、私立幼稚園
2. 期 間 令和2年(2020年)4月15日(水)～5月6日(水)
3. 対 象 者 ①対象児童保護者が医療従事者・社会機能維持従事者\*<sup>1</sup>等で家庭での保育が困難な方  
(\*1) 消防、救急、公共交通機関、食料品店、金融機関、その他ライフライン維持に係る業種への従事者  
②ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子ども  
③その他、施設長が必要と認める子ども
4. 実施方法 ○公立園は、従前と変更なし(自園調理園においては給食実施)  
民間園は、各園の状況によるが可能な限り従前どおりの対応を依頼  
○なお、預かり時間の短縮など出来る限りの長時間保育の自粛を要請する
5. その他 現在臨時休園を行っている園については、公立での緊急預かり保育で必要な保育を提供するが、引き続き自園での預かり保育実施を要請する。

### 保育所等におけるフェーズ3以降の運用基準について(案)

現在、保育所等において子ども等の感染が発生した場合には、【フェーズ3】または【フェーズ4】として当該施設を2週間の臨時休園とすることを基本としているが、国の通知および市保健所とも調整する中、運用については下記のとおり対応するとともに、発生時には保健所の指導に基づいて具体的な措置を決定することとする。

なお、民間施設(民間保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所、私立幼稚園)で感染が確認された場合も同様の対応をとるものとする。

#### 【パターンA】

子ども等が保育所等に通っている間には症状がなく、その後(自主的なお休みなど)自宅等において発症し、そのまま感染が確認された場合

##### ●施設の休園について

- ・保健所の見解では、症状が現れてから感染するとしていることから、この段階では一律の休業は要請する必要がない。
- ・よって、当該児童については保健所より自宅待機を指示するが、休園はしないこととする。
- ・仮に、きょうだい等がいる場合には、自宅での濃厚接触の可能性から、保健所が自宅待機を指示する。

##### ●保護者への周知について

- ・保健所からの周知要請はないため、必要に応じて保護者への周知を行う。

#### 【パターンB】

子ども等が保育所等に通っている間に症状が現れ、そのまま感染が確認された場合

##### ●施設の休園について

- ・保健所の見解では、症状が現れてから感染するとしていることから、この段階ではすでに園内で感染が拡大している可能性がある。
- ・ただし、園内すべての子どもや保育者等に感染の可能性が高い訳ではないため、施設については徹底的な消毒を行い、その間のみ休園措置をとる(数日程度)。
- ・保健所において濃厚接触者の特定を行い、特定された子ども等については発生日(感染児童の症状が現れた日)から2週間の自宅待機を保健所が指示する。
- ・民間施設においても同様の取扱いを要請するが、自主的な臨時休園をとる可能性もあるため、その場合は公立こども園での緊急預かり保育で対応する。

##### ●保護者への周知について

- ・発生状況及び今後のスケジュール等について、文書で周知を行う。

## 放課後こどもクラブの運営方法の見直しについて

### ■見直し理由

- 国が示しております全業種出勤者7割(極力8割)削減の要請を踏まえ、放課後こどもクラブの保育運営を見直します。
- 見直しにあたっては、厚生労働省通知(令和2年4月7日付け事務連絡)に基づき、社会機能維持に必要な職に従事する家庭については支援を継続します。
- 児童・保護者の感染防止を最優先するため、対象者を限定し、「三つの密(①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面)」が重なるリスクを軽減します。

### ■保育運営の見直し

#### ◎留意すべき点

保護者や児童等並びに保護者の勤務先等の混乱を最小限に抑え、スムーズな運営見直し(対象限定再申込み)に移行するための保護者周知等の期間設定を行います。

#### ◎対応

○開設場所 41校(現行どおり)

※土曜:利用状況等を勘案し開設校を限定する可能性有り

○開設日・開設時間 現行どおり

#### ○対象限定

①保護者が医療従事者及び社会機能維持従事者(※)等で家庭での保育が困難な方の児童

(※)消防、救急、公共交通機関、食料品店、金融機関、その他ライフライン維持に係る業種への従事者

②ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の児童

③その他、市が必要と認める児童

○見直し期間 4月15日(水)~5月6日(水・祝)

○保護者周知 4月13日(月)、14日(火)

[問い合わせ先] 学び育ち支援課  
長坂・岡本(内線2754・2659)

〔新型コロナウイルス〕放課後こどもクラブにおけるフェーズ3以降の運用基準について(案)

現在、放課後こどもクラブにおいて児童等の感染が発生した場合には、【フェーズ3】または【フェーズ4】として当該クラブまたは全クラブを2週間の臨時休室とすることを基本としているが、国の通知および市保健所とも調整する中、運用については下記のとおり対応するとともに、発生時には保健所の指導に基づいて具体的な措置を決定することとする。

【パターン A】

児童等が放課後こどもクラブに通っている間には症状がなく、その後(自主的なお休みなど)自宅等において発現し、そのまま感染が確認された場合

●クラブの休室について

- ・保健所の見解では、症状が現れてから感染するとしていることから、この段階では一律の休業は要請する必要がない。
- ・よって、当該児童等については登室を認めないが、休室はしないこととする。
- ・仮に、きょうだい等がいる場合には、自宅での濃厚接触の可能性から、保健所が自宅待機を指示する。

●保護者への周知について

- ・保健所からの周知要請はないため、必要に応じて保護者への周知を行う。

【パターン B】

児童等がクラブに通っている間に症状が現れ、そのまま感染が確認された場合

●クラブの休室について

- ・保健所の見解では、症状が現れてから感染するとしていることから、この段階ではすでにクラブ内で感染が拡大している可能性がある。
- ・ただし、クラブ内すべての児童や指導員等に感染の可能性が高い訳ではないため、クラブ施設については徹底的な消毒を行い、その間のみ休室措置をとる(数日程度)。
- ・保健所において濃厚接触者の特定を行い、特定された児童等については発生日(感染児童の症状が現れた日)から2週間の自宅待機を保健所が指示する。

●保護者への周知について

- ・発生状況及び今後のスケジュール等について、文書で周知を行う。

# 住居確保給付金のご案内

【市民協働部】

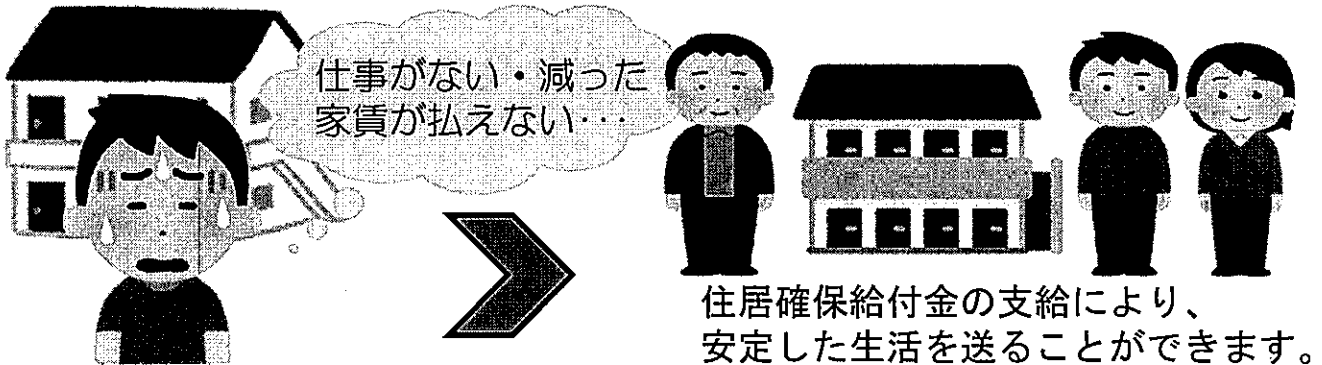
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 【主な給付要件チェックリスト】

| 項目  |          |        |          |          |         | チェック欄                    |
|---|----------|--------|----------|----------|---------|--------------------------|
| 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？ |          |        |          |          |         | <input type="checkbox"/> |
| 金融資産が一定額以内、かつ収入基準額を超える収入を得ていませんか？<br>※豊中市の場合      |          |        |          |          |         | <input type="checkbox"/> |
|   | 単身世帯     | 2人世帯   | 3人世帯     | 4人世帯     | 5人世帯    |                          |
| 同一世帯の人の金融資産（預貯金）の合計額                              | 50.4万円以内 | 78万円以内 | 100万円以内  | 100万円以内  | 100万円以内 |                          |
| 同一世帯の人の収入の合計月額（収入基準額）                             | 12.6万円以内 | 18万円以内 | 22.7万円以内 | 26.9万円以内 | 31万円以内  |                          |
| 支給する家賃の上限額  | 4.2万円    | 5万円    | 5.5万円    | 5.9万円    | 6.6万円   |                          |
| 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？                    |          |        |          |          |         | <input type="checkbox"/> |

※上記要件の他、ハローワークへの求職の申し込みが必要です。

■お問合せ 暮らし再建パーソナルサポートセンター

〈受付日時：月曜～金曜日の9時～17時（祝日を除く）〉

豊中市市民協働部暮らし支援課（豊中市北桜塚2-2-1 / 電話 06-6858-5075）

各部 (局) 総務担当課長 様

総務部職員課長

### 新型コロナウイルス感染防止に向けた取組みについて

このことについて、令和 2 年 4 月 7 日付で新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたところですが、感染防止に向け、以下のとおり取り組んでいただきますよう、よろしくお願い致します。

#### 記

#### 1. 自身の健康管理について

咳エチケットや手洗い等の感染症対策に取り組んでいただくとともに、毎朝検温し、37.5℃以上の発熱や風邪症状（咳・頭痛・倦怠感など）がある場合は、休暇等を取得失業を控えてください。

#### 2. 職場における対策について

3 つの「密」（密閉・密集・密接）を防止するため、こまめに換気を行うとともに、座席の間隔を広げる・打合せスペースで業務を行う・所管している休館施設にて業務を行うなど、可能な限り座席配置を変更いただきますようお願いいたします。

また、会議や打ち合わせについては、書面にて開催する・電話にて行う等、出来る限り対面によることを避けてください。対面で行う場合であっても、人数を限定するなどして人と人の間隔を空け、密集状態が発生しないようにしてください。3 つの「密」が発生するような状況は、必ず避けてください。

執務室内の消毒については、1 日 1 回、カウンター等の人がよく触れる箇所のふき取り消毒をお願いします。詳細につきましては、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る職場の感染対策について」（令和 2 年 4 月 9 日付 豊総総第 85 号）にてご確認ください。

※ 換気については、30 分に 1 回以上、数分間程度、二方向の壁の窓を開けるなど、空気の流れを作ってください。

※ 座席の間隔については 1 メートル以上を目安とし、会話や発声時には 2 メートル以上の間隔を空けることを目安としてください。

### 3. 勤務制度について

#### (1) 臨時休暇について

臨時休校等に伴い子の世話をを行う場合・濃厚接触者として外出自粛要請を受けた場合・新型コロナウイルスに感染した場合については、臨時休暇（有給）の取得が可能です。詳細は、「新型コロナウイルス感染症への対応に係る休暇等の取扱いについて」（令和2年4月8日付 豊総職第34号）にてご確認ください。

#### (2) 週休日の振替について

職員の健康管理及び新型コロナウイルスに感染した場合の業務継続性を担保するため、職員同士が接する時間を可能な限り短くするよう、緊急事態宣言発令中については、所属職員の事情を踏まえた上で、積極的に週休日の振替を行うことを可とします。

振替によって勤務日となった日については、業務の実態にあわせ、始業及び終業時刻を設定してください。（8:45から17:15に限定するものではありません。）また、振替を行う場合には、1週間当たりの勤務日数が変わらないよう、原則として当該週内において行ってください。

<実施例>

|      | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| (A班) | 勤務 | 勤務 | 勤務 | 勤務 | 勤務 | 休日 | 休日 |
| (B班) | 休日 | 休日 | 勤務 | 勤務 | 勤務 | 勤務 | 勤務 |

※ 土曜日・日曜日に加え、月曜日・金曜日も勤務が重ならなくなりますので、実施することにより、接触日数が40%減少します。

#### (3) テレワーク（在宅勤務）について

個人情報及び機密情報を使用しない業務については、公務の運営に支障が生じない場合にテレワークを行えることとします。詳細については、「緊急事態宣言発令に伴うテレワークの導入について」（令和2年4月10日付 豊総職第42号）にてご確認ください。

#### (4) その他

多くの人が公共交通機関に集中することを避け、通勤時の感染リスクを低減させるため、必要に応じて、時差出勤制度を活用してください。また、職場内の職員の密度を下げるため、特殊日勤務の適用を可とします。適用する場合、人事課・職員課への届け出は不要ですが、適切に各職員の勤務時間管理をいただきますようお願いいたします。

※ 時差出勤制度：

①7時45分から16時15分まで、②9時45分から18時15分までの2パターン（休憩時間については12時から12時45分）

※ 特殊日勤務：

6時30分から11時45分の間で始まり、15時から20時15分の間で終わる、休憩時間を除く7時間45分を勤務時間とするもの

<問合せ>

総務部職員課 担当：松本・橋爪  
TEL：6858-2064



## 生活支援臨時給付金（仮称）事業の概要

### 1. 国が示す給付金の概要

- (1) 実施主体  
市区町村
- (2) 実施経費  
実施に要する経費（事業費及び事務費）は国が全額補助
- (3) 給付対象  
世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）
  - ①感染症発生前に比べ減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準となる低所得世帯
  - ②感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準の2倍以下となる世帯
- (4) 給付額  
1世帯あたり30万円
- (5) 申請方法  
（予定）郵送、オンライン、窓口
- (6) 給付方法  
原則、本人名義の銀行口座への振り込み
- (7) 給付開始日  
市区町村で決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始をめざす）
- (8) 補正予算の決定  
令和2年4月7日に閣議決定。今後、国会で成立。  
※4兆205億8,500万円  
（事業費3兆9,000億円、事務費1,205億8,500万円）

### 2. 本市の検討事項

- (1) 実施体制(案)  
別紙1「豊中市生活支援臨時給付金事業実施本部設置要綱」のとおり
- (2) 対象者(案)  
約4万2,000世帯（裏面のとおり）
- (3) 実施経費  
【事業費】約126億円（30万円×4万2,000世帯）  
【事務費】約3億7,000万円（給付金事業業務委託料、システム開発委託料、臨時会計年度職員報酬、消耗品費、通信運搬費など）
- (4) 市補正予算の決定  
○5月18日までに実施（市長専決）  
○5月18日以降（①市議会初日即決、②市議会最終日即決）

|     | 想定<br>世帯数 | 給付金額     | 給付に係る事務費     | 人口           |       |
|-----|-----------|----------|--------------|--------------|-------|
|     |           |          |              |              | B/A   |
| 国   | 1,300万世帯  | 3兆9000億円 | 1,205億8500万円 | 約1億2500万人(A) |       |
| 豊中市 | 約4万2千世帯   | 約126億円   | 約3億7千万円      | 約40万人(B)     | 0.32% |

## 豊中市生活支援臨時給付金事業実施本部設置要綱

## (設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のための臨時の支援を行うことを目的として実施する給付金事業の円滑な運営を図るため、豊中市生活支援臨時給付金事業実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 実施本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 豊中市生活支援臨時給付金事業の実施にかかる事務
- (2) 豊中市生活支援臨時給付金事業の実施のための関連事務

## (組織)

第3条 実施本部に本部長、副本部長を置く。

- 2 本部長は福祉部長、副本部長は財務部長、本部員は別表1に掲げる職にあるものをもってあてる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができる。

## (本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、事務を所掌し、所属員を指揮監督する。

## (会議)

第5条 会議は本部長が招集し、本部長が議長の職を行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議を書面にて行うことができる。

## (作業部会)

第6条 本部長は必要があると認めるときは、本部会議に付議する事項をあらかじめ調査、検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、必要に応じ追加することができる。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長は福祉部地域共生課を所管する次長の職にある者をもってあてる。

(実施体制)

第7条 第2条に定める事務は、作業部会長が総括する。

(庶務)

第8条 実施本部の庶務は、福祉部地域共生課において処理する。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)4月10日から実施する。

<別表1>

|      |         |
|------|---------|
| 本部長  | 福祉部長    |
| 副本部長 | 財務部長    |
| 本部長  | 人権文化政策監 |
|      | 総務部長    |
|      | 市民協働部長  |
|      | 会計管理者   |

別表2

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 作業部会長 | 福祉部次長                      |
| 副部会長  | 地域共生課長(総務・給付)              |
|       | 市民税課長(確認)                  |
|       | 情報政策課長(システム環境・個人情報保護・電子申告) |
| 部会員   | 人権政策課長(DV)                 |
|       | 広報戦略課長(広報・電子申告)            |
|       | 市民課長(住基)                   |
|       | くらし支援課長(生活困窮者)             |
|       | 福祉事務所長(生活保護)               |
|       | 障害福祉課長(障害者)                |
|       | 長寿安心課長(高齢者)                |
|       | 会計課長(口座振替・出納)              |